

平成20年12月25日

高松市選挙管理委員会 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年12月12日付け高選委第316号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市選挙管理委員会をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、当該異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高選委第316号の諮問に係るもの】

- (1) 平成19年4月22日執行の高松市議会議員選挙に関して「高松市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づくポスター作成費用、選挙用自動車の賃借料・ガソリン代・運転手日当その他の当該条例に規定する一切の費用に関する候補者および候補者の契約相手方から提出された一切の文書その他の資料
- (2) 上記(1)の各文書に関して高松市の支出した金員に係る一切の会計書類の全部

平成19年11月20日：請求人からの公開請求を受付

平成19年12月4日：実施機関が一部公開の決定

平成19年12月10日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本市では、公職選挙法（昭和25年法律第100号）141条8項、142条11項および143条15項の規定に基づき、高松市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年高松市条例第39号。以下「公費負担条例」という。）を定め、市議会議員選挙においては、選挙運動用自動車の使用および選挙運動用のポスターの作成に要する費用の公費負担を実施している。

対象行政文書は、平成19年に執行された高松市議会議員選挙において、公費負担条例4条および8条の規定に基づき請求された選挙運動用自動車および選挙運動用ポスターに関する公費負担の請求書およびその添付書類ならびに当該請求に対する支出負担行為決議兼支出命令である。

- (1) 個人（候補者を除く。）の住所、氏名、電話番号、振込先・口座名義、印影、自動車登録番号および業者の担当者名については、その情報だ

けをもって、または他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報である。

また、個人の振込先・口座名義については、金銭の出納に関する事項であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

- (2) 法人の振込先・口座名義については、事業に係る金銭の出納に関する情報であって、一般的には、取引相手等に対して、当該法人の業務上必要な範囲内で明らかにされているものであり、本来誰に開示するかは、当該法人の取引上の必要性から当人により決定されるべきもので、いわゆる内部管理情報と考えられる。取引上の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められ、当該法人の意思に基づかず、取引関係にない一般市民に当該情報を公開した場合、法人の正当な利益を損なうおそれがあると認められる。

以上のことから、法人の振込先および口座名義は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (3) 法人の印影については、契約行為を始めとする当該法人の経済活動における意思表示の認証としての役割を果たすものであり、そもそも印章は、当該法人で厳重に保管・管理されているものである。ゆえに公表すべき合理的理由および必要性はなく、これを公開した場合、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえない。当該印影を秘匿することについて当該法人は正当な利益を有するものであって、これを公開することは当人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書および実施機関が一部公開とした情報は〔別表〕のとおりである。以下、非公開部分について検討する。

- (1) 業として行っていない個人の運転手等の住所・氏名，電話番号，自動車登録番号および業者の担当者名について

これらの情報は，いずれも個人識別情報または個人に関する情報であり，公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため，条例7条1号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (2) 印影（個人・法人等）および金融機関情報（個人・法人等）について

印影については，公表すべき合理的理由および必要性は無く，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから，これを公開することは本人の正当な利益を害すると認められる。

また，金融機関情報については，事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり，誰に開示するかは，本人の取引上の必要性から本人により決定されるべきものである。したがって，本人の意思に基づかずして，取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは，本人が予定していることとは到底言い得ない。

よって，条例7条1号および2号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表]

請求内容	対象行政文書	非公開情報
2 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター作成費用関係 選挙運動用ポスター作成契約届出書，ポスター作成契約書(写し)，選挙運動用ポスター作成証明書，選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書，選挙運動用ポスター作成枚数確認書，請求書，請求内訳書 ・選挙用自動車関係共通 選挙運動用自動車使用契約届出書 ・選挙用自動車の賃借料関係(ハイヤー方式) 運送契約書(写し)，選挙運動用自動車使用証明書，請求書，請求内訳書 ・選挙用自動車の賃借料関係 車両賃貸借契約書(写し)，選挙運動用自動車使用証明書，請求書，請求内訳書 ・選挙用自動車のガソリン代関係 自動車燃料供給契約書(写し)，選挙運動用自動車使用証明書(燃料)，選挙運動用自動車燃料代確認申請書，選挙運動用自動車燃料代確認書，請求書，請求内訳書(燃料) ・選挙用自動車の運転手日当関係 自動車運転手雇用契約書(写し)，選挙運動用自動車使用証明書(運転手)，請求書，請求内訳書(運転手) 	<p>印影・住所・氏名・電話番号(業として行っていない個人の運転手等。候補者の氏名は公開)</p> <p>自動車登録番号(業として行っていない個人が自動車を貸したもの)</p> <p>振込先，口座名義，業者の担当者名</p>
2 - (2)	<p>歳出管理票，平成19年4月22日執行の高松市議会議員選挙および高松市長選挙に伴う経費の公費負担について(決裁)</p>	<p>相手先住所・氏名(業として行っていない個人の運転手等)，振込先，金融機関情報</p>

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月12日	諮問書受付
平成19年12月14日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申